

報告第4号

専決処分の報告について

みやき町長の専決処分事項の指定に関する条例（平成29年みやき町条例第15号）第2条の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により報告する。

令和 7年10月31日提出

みやき町長 岡 毅

専決処分第3号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

和解及び損害賠償の額の決定について

令和7年10月8日

みやき町長 岡



損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、法律上町の義務に属する損害賠償に関し、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 和解の相手方

省略

2 事案の概要

令和7年8月31日(日)午後4時00分頃、自家用車にて町道 高柳香田 線を通行中、車道を横断している道路側溝の上を走行した際に、車両の重みで設置しているグレーチング側溝蓋の片側が浮き上がり、車両下部にある部品に引っ掛かり破損する事故であり、町が相手方の損害額を負担することにより示談しようとするもの。

3 和解の内容

町は、相手方に対し、損害賠償金として28,700円を支払う。

